

当館契約先以外のピアノ調律（主催者様手配）について

最終更新日：2024年10月12日

スタートおおたかの森ホールでは、所有するピアノのコンディションを長期にわたって良好な水準に保ち、支障なくご利用いただくために、調律を含めピアノ管理に関わるすべての作業について当館契約先（スタインウェイピアノ＝スタインウェイ・ジャパン(株)/ヤマハCFX＝(株)伊藤楽器）の調律師に依頼することを原則としております。ただし、以下でお願いする事項および禁止事項についてご同意いただける場合のみ、主催者様手配を認めます。

1. 調律を行う方は、資格ならびに実績のあるコンサート調律師に限ります。
2. 調律予定日の14日前までに、「ピアノ調律届出書」（当館指定書式）に加え、以下の項目を記載した調律師の職務経歴書（任意様式）を提出してください。

※提出された書類は厳重に管理いたします。

※内容によっては調律作業をお断りする場合があります。

●調律師名（フリガナ）

●ご所属

●ご連絡先（携帯電話ならびにメール）

●資格／研修実績等

- ・取得・登録年月記載必須
- ・証明書類がある場合はその写しを添付してください

●技術経験／実績（下記①②をご記載ください）

①調律実績のあるコンサートホール、会館、劇場等の名称ならびにピアノの種類

- ・直近実績5件以上の記載必須
- ・実施年月記載必須

*スタインウェイピアノの調律については、当館・他館を問わず過去にスタインウェイピアノの調律経験があることを必須条件とします。

②調律を請け負ったプロ演奏家名もしくは公演主催者名

- ・5つ以上のプロ演奏家名もしくは公演主催者名を記載必須
- ・実施年月記載必須

3. ピッチの規定値はA=442Hzです。ピッチを変更される場合は、必ず主催者様の施設利用時間内に規定値に戻してください。

4. 音の高さを揃える調律以外の作業（整音・整調等を含みます）は禁止とします。禁止行為をされた場合は、次回以降の調律をお断りする場合があります。また禁止行為によって回復措置が必要となった場合は、その全費用と、それにかかる時間分の施設利用料金をご主催者様にご負担いただきます。

